

(11) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成24年8月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 岡山県 企業

乙 米子市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を6割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金360,612円を甲に支払うものとする。

また、県は、人身損害に対する損害賠償金381,655円を乙に支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成22年10月4日

(2) 事故発生場所

東伯郡琴浦町大字松谷地内

(3) 事故の状況

鳥取県警察本部刑事部捜査第一課所属の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、交差点に進入した際、左方道路から進行してきた和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の小型貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方乙が負傷したものである。